

## 国道 136 号バイパス沿道広告整備地区の区域と設置方法

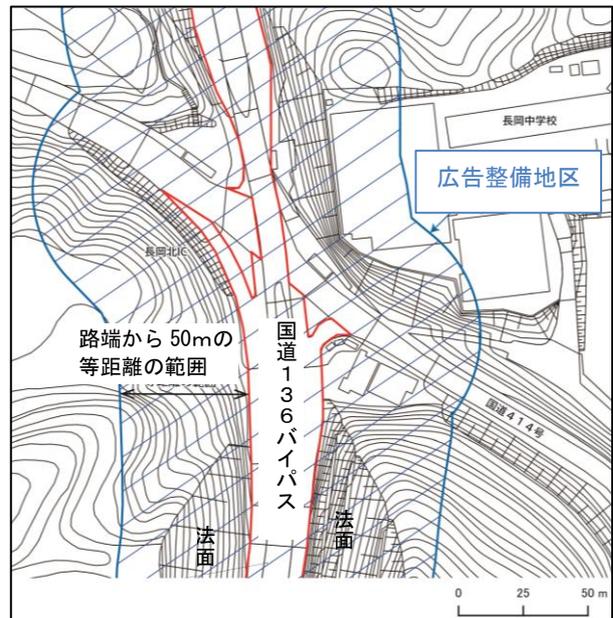
### 【運用基準】

#### <区域>

- 道路から 50m の範囲のうち、広告物を設置しようとする場所から、一般国道 136 号バイパス及び一般国道 136 号バイパス伊豆中央道を通行する車両が見える場合に、当該広告整備地区の整備基準を適用します。

#### <ランプ部>

- 路端からの距離は、一般道路への取り付け道路の部分を含みます。

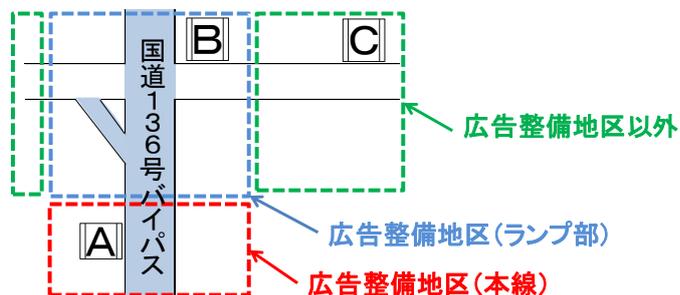


長岡北 IC 周辺のイメージ

#### <設置方法>

※単独の案内図板の場合、1 枚で目的地に確実に到達できるものとします。ただし、ドライバーの判読性に配慮した上で、目的地に確実に誘導するために必要であれば、複数の看板を組み合わせることで誘導することが可能です。(いずれの看板も 1 枚で分岐 2 か所まで誘導可)

	広告整備地区 (本線)	広告整備地区 (ランプ部)	広告整備地区以外
組合せ 1	単独 1 枚	なし	単独 1 枚
組合せ 2	単独 1 枚	協同看板 1 枚	または
組合せ 3	なし	単独 1 枚	協同看板 1 枚



A、B、C は案内図板

※5 者以上の協同看板の場合、複数の看板を組み合わせることで誘導することが可能です (いずれの看板も 1 枚で分岐 2 か所まで誘導可)。

	広告整備地区 (本線)	広告整備地区 (ランプ部)	広告整備地区以外
組合せ 1	協同看板 1 枚	単独 1 枚	単独 1 枚
組合せ 2	協同看板 1 枚	協同看板 1 枚	または
組合せ 3	なし	協同看板 1 枚	協同看板 1 枚